

松江東高等学校東雲会会則

(名 称)

第1条 本会は松江東高等学校東雲会と称し、事務局を松江市西川津町510番地島根県立松江東高等学校に置く。

(会 員)

第2条 本会は島根県立松江東高等学校卒業生を正会員とし、島根県立松江東高等学校現旧職員を客員とする。

(目 的)

第3条 本会は会員の親睦を深め、併せて会員相互の教養を高め母校の発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため次のことを行う。

- 1 会報の発行
- 2 親睦会、研修会、講演会等の開催
- 3 学校に対する各般の援助
- 4 その他必要と認めた事業

(役 員)

第5条 本会に次の役員をおき任期を2か年とする。

- 1 会 長 1名
- 2 副 会 長 若干名（内1名は島根県立松江東高等学校長を充てる）
- 3 事務局長 1名（島根県立松江東高等学校教頭を充てる）
- 4 常任幹事 若干名
- 5 幹 事 各期1名
- 6 校内幹事 若干名
- 7 監事 若干名

(役員を選出)

第6条 役員は会員の中から次により選出する。

- 1 会長、副会長、幹事、監事は総会において選出する。
- 2 常任幹事は幹事の中から会長が委嘱する。
- 3 校内幹事は松江東高等学校職員の中から会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1 会長は本会の会務を総括する。副会長は会長を補佐し、会長不在のときは、その職務を代行する。
- 2 事務局長および校内幹事は庶務、編集、会計、事務などに当たる。
- 3 幹事は会務の企画及び審議に当たる。
- 4 監事は会計の監査に当たり、監査結果を総会に報告する。

(会 議)

第8条 本会の会議は次のとおりとする。

- 1 総 会
- 2 役 員 会
- 3 常任幹事会

(総 会)

第9条 総会は必要に応じて会長が招集する。

第10条 総会において行う事項は次のとおりである。

- 1 会務の報告
- 2 予算の審議、並びに、決算の承認
- 3 会則の改廃
- 4 その他必要事項の研究協議

(役員会)

第11条 役員会は会長が招集する。役員会は原則として年1回開催し、これを総会にかえることができる。

第12条 役員会においては次のことを行う。

- 1 総会に提出する議案の審議
- 2 総会において委任された事項の処理
- 3 その他必要事項の審議、並びに、処理

第13条 常任幹事会は、会長、副会長、常任幹事、事務局長をもって構成し会長がこれを招集する。

第14条 常任幹事会においては次のことを行う。

- 1 役員会に提出する議案の審議
- 2 役員会において委任された事項の処理
- 3 その他必要事項の審議、並びに、処理

(顧 問)

第15条 本会は顧問を置くことができる。顧問は役員会の推薦により、会長が委嘱し、会長の諮問に応ずる。

(会 計)

第16条 本会の会計は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第17条 本会の経費は次の収入をもってこれに充てる。

- 1 入会金
- 2 寄附金
- 3 事業による収入
- 4 その他

附則

この会則は、昭和61年4月1日から施行する。

この会則は、平成22年4月1日から施行する。

この会則は、平成23年8月19日から施行する。